



自主防災組織をつくりましょう！！

1 自主防災組織とは

自主防災組織とは、「自分たちのまちは自分たちで守る」という、地域住民の自衛意識と連帯感に基づいて結成される防災組織のことです。

自主防災組織は、通常は地域(コミュニティ:自治会、町内会単位又は小学校区単位などの範囲)内で、組織されるものです。そして、地震や水害などの災害が発生したときには、地域(コミュニティ)内で中心となって、自らの身を守るための防災活動を行います。つまり、いざ災害が起こったときに、自らの身を守るために地域(コミュニティ)内で自主的に活動する組織を、自主防災組織と呼んでいます。

2 自主防災組織の役割

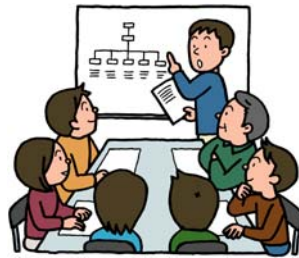
地域内で自主的に防災活動を行う自主防災組織の役割としては、次のようなことが考えられます。

- 1) 市役所、消防署など防災機関との情報交換や地域住民への情報の伝達
- 2) 火災の発生防止や初期消火
- 3) 地域住民の安否の確認
- 4) 地域住民が安全に避難するための誘導
- 5) 障害者、高齢者、妊婦、乳幼児などいわゆる災害時要援護者への援助
- 6) 簡単な工具を使用しての救出や負傷者の救護
- 7) 救援物資(食事など)の分配

これらの役割は、阪神・淡路大震災の例でもわかるように、他の地域や防災機関からの援助がすぐに及ばない大災害では、一層大きくなるものなのです。

(1) 平常時の活動 平常時の活動には、次のようなことがあります。

- ① 防災に対する知識と心構えの啓発活動
(防災だより等の発行、講習会の開催など)



- ② 災害発生の未然防止のための地域活動
(消火資機材等の点検整備、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など)



- ③ 災害発生に備え地域を知るための活動
(障害者、高齢者、妊婦、乳幼児など避難のために介護を必要とする人の把握、地域内の避難場所・避難路の把握、地域の危険箇所などの把握と防災マップの作成など)



- ④ 災害発生時の活動を習得するための活動
(情報連絡訓練、消火訓練、避難訓練、救出救護訓練、給食給水訓練など)



- ⑤ 災害発生時の活動に備えるための活動 (防災資機材や備蓄品の管理など)



(2) 災害時の活動 災害時の活動には、次のようなことがあります。

① 情報収集伝達活動

(地域内の被害情報などの収集や防災機関への伝達、市役所や消防署などからの救援情報などの住民への周知など)



② 初期消火活動

(消火器、バケツリレーなどによる初期消火による消火活動など)



③ 避難誘導活動

(地域住民等の安否確認、避難場所への誘導、介護が必要な人への援助など)



④ 救出救護活動

(簡単な工具を使用した救出、負傷者の救護など)



⑤ 給食給水活動(備蓄食料等による給食、救援物資(食事、飲料、水など)の避難場所への運搬及び分配)



3 自主防災組織をつくるには

- ① まず、地域(コミュニティ)内で、話し合いをすすめてみましょう。ある程度気運が高まってくれば、実質的なリーダーを決めて、結成に向けて行動を始めましょう
- ② 自主防災組織の活動は地域に密着したものですので、町内会などで、自主防災組織を結成するように働きかけてみましょう。とくに、皆さんにお願いしたいのは、地域の住民誰もが気軽に参加できる組織であることです。この点に十分気を付けてください。
- ③ 自主防災組織の結成にあたって、よくわからないことなどがありましたら、市役所(本庁:防災・安全課、総合事務所:地域振興課)または消防本部(警防課)までご相談ください。よりよい活動ができるように、アドバイスいたします。
- ④ 自主防災組織を結成するときは、簡単な規約を定めるようにしてください。
規約には次のようなことを定めておきます。
 - どの範囲の住民(地域)を対象とした組織であるか
 - どのような活動を行うか
 - リーダー(役員)の役割※ 別紙規約案あり
- ⑤ リーダーにはこんな人
どんな組織でもリーダー次第でその組織がうまくまとまり、効率よく活動できるかが決まります。自主防災組織のリーダーは、日ごろから防災に熱心な人、防災知識の豊富な人が適任です。
- ⑥ 自主防災組織の活動には、様々な内容の活動があります。各活動の内容ごとにリーダーを決めると、活動がスムーズにすすみます。
- ⑦ 自主防災組織をつくるには、地域の消防団との連携・協力体制を確認しましょう。

● 自主防災組織の活動

班		平常時	災害時
情報班		<ul style="list-style-type: none"> ● パンフレットやチラシの配布 ● 研修会、説明会等の開催 ● 緊急連絡表の作成 ● 情報連絡方法の研究と情報伝達訓練の実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急連絡表による安否確認 ● 災害情報を町内住民に知らせる。 ● 避難所における伝達 ● 官公署との連絡 ● デマの防止
消火班		<ul style="list-style-type: none"> ● 各家庭の火災予防の普及 ● 初期消火の協力体制づくりと消火訓練の実施 ● 街頭消火器などの保管管理 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各家庭の火の始末を徹底させる ● 初期的火災の消火活動
救出救護班		<ul style="list-style-type: none"> ● 応急手当ての方法と救出救護訓練の実施 ● 応急資器材などの保守管理 ● 各世帯へ救急箱の保有指導 ● 応急手当講習会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ● 負傷者の応急援護 ● 医療機関への連絡
避難誘導班		<ul style="list-style-type: none"> ● 避難路の確認調査 ● 自力で避難困難な者の把握 ● 避難訓練 ● 町内の警備防犯対策 	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難誘導 ● 危険箇所の警戒 ● 町内の警備
調達班		<ul style="list-style-type: none"> ● 防災物資のあっせん ● 救助物資配分体制づくり ● 訓練等の機材物資調達 ● 各世帯へ備蓄の徹底 ● 飲料水が確保できる場所の把握 ● 炊き出し計画の立案 	<ul style="list-style-type: none"> ● 救助物資の配分 ● 炊き出し ● 飲料水の確保

4 自主防災組織に関する支援

- ① 防災担当者が説明会や講習会に参加して自主防災組織について説明します。
- ② 市が開催する防災訓練や防災研修会の開催案内を送付します。
- ③ 自主防災組織独自で開催する防災訓練や防災講習会へ協力します。

5 自主防災組織に関するお問い合わせ先

問い合わせ先	TEL	FAX
総務部防災危機管理課	0838-25-3808	0838-21-3501
川上総合事務所 地域振興部門	0838-54-2121	0838-54-2430
田万川総合事務所 地域振興部門	08387-2-0300	08387-2-0303
むつみ総合事務所 地域振興部門	08388-6-0211	08388-6-0218
須佐総合事務所 地域振興部門	08387-6-2211	08387-6-3406
旭総合事務所 地域振興部門	0838-55-0211	0838-55-0217
福栄総合事務所 地域振興部門	0838-52-0121	0838-52-0262